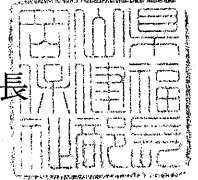


生衛 第 7 号
平成 23 年 4 月 1 日

(社) 岡山県医師会長
(社) 岡山県病院協会会長

殿

岡山県保健福祉部長



平成 23 年度社会福祉施設等給食施設一斉点検の実施について

平素から、食品に起因する事故の発生防止につきましては、格別の御配慮をいただき厚く感謝申し上げます。

さて、食中毒が発生しやすい時期を前に、例年行っている病院等給食施設の一斉点検を次のとおり実施しますので、御理解いただくとともに、貴会会員への周知について特段の御配慮をお願いします。

なお、本通知は、次のホームページに掲載しておりますことを念のため申し添えます。

アドレス <http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

記

- 1 実施期間 平成 23 年 4 月 1 日（金）から 6 月 30 日（木）まで
- 2 対象施設 県内（岡山市及び倉敷市を除く）における以下の施設
 - ・ 社会福祉施設の給食施設
 - ・ 学校給食施設
 - ・ 病院及び診療所の給食施設
- 3 実施方法

「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成 9 年衛食第 85 号厚生省生活衛生局長通知）に基づき点検する。

なお、300 食／回未満、かつ、750 食／日未満の食事を提供する施設については、「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」（平成 9 年衛食第 201 号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）に基づき点検する。

(別添)

生衛 第 7 号
平成 23 年 4 月 1 日

各 保 健 所 長 殿

保 健 福 祉 部 長
(公 印 省 略)

平成 23 年度社会福祉施設等給食施設一斉点検の実施について (通知)

社会福祉施設等給食施設は、幼児、高齢者等食中毒ハイリスクグループに食品を提供することから、平成 11 年度から一斉点検を実施しているところです。

本年度についても「平成 23 年度岡山県食品衛生監視指導計画」(平成 23 年 3 月 日付け生衛第 号)に基づき、次の事項に留意の上、実施していただきますようお願いいたします。

なお、保健福祉部関係課長、教育庁保健体育課長、各県民局健康福祉部長、(社)岡山県医師会長及び(社)岡山県病院協会長に実施を周知していることを申し添えます。

記

- 1 実施期間 平成 23 年 4 月 1 日 (金) から 6 月 30 日 (木) まで
- 2 対象施設
 - ・社会福祉施設の給食施設
 - ・学校給食施設
 - ・病院及び診療所の給食施設
- 3 実施方法
 - (1) ノロウイルス食中毒防止対策の指導を強化すること。
 - (2) 前年度までの不備事項の改善状況を確認すること。
 - (3) 指導又は助言などを通じて意見を交換し、リスクコミュニケーションを図ること。
 - (4) 指導事項、助言事項など特記事項を記録すること。
 - (5) 学校給食施設においては、対象施設の衛生管理状況等を勘案し、効果的な点検を実施すること。
- 4 報告期限 期 限：平成 23 年 7 月 8 日 (金)
報 告 先：生活衛生課 食の安全推進班
報 告 様 式：電子メールにより送付
- 5 その他
報告様式の「監視目標施設数」には、対象施設のうち今年度立入予定の施設数を入力すること。